

特定業種退職金共済制度のあり方について

1. これまでの部会における議論

中小企業退職金共済部会においては、特定業種退職金共済制度における財政検証を踏まえて令和 7 年 3 月 19 日にとりまとめを行い、特定業種を取り巻く状況の変化等に応じて今後の制度のあり方について検討を行うことが適当であるとされた。

なお、業種ごとに次のような観点で検討を行うこととされている。

① 建設業

電子申請方式の利用促進や複数掛金制度など退職金額の水準の向上等に資する施策の検討

② 林業

業界の動向や制度の加入状況等を踏まえた制度のあり方の検討

2. 業種ごとの動向

① 建設業

中小企業退職金共済部会でのとりまとめを踏まえ、勤労者退職金共済機構では、学識経験者、建設業関係団体、労働者団体等で構成される「建退共制度検討会議」を設置した上で、令和 7 年 4 月より建退共制度のあり方等について議論を開始し、同年 9 月に報告書を取りまとめたところ。

当該検討会議では、複数掛金制度の導入等の幅広い議論が行われた。

② 林業

林野庁では、森林・林業基本計画（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき、林業従事者の通年雇用化等の林業従事者の処遇改善を推進している。こうした業界の変化を踏まえ、業界団体からは、林退共加入者について、林退共から一般の中小企業退職金共済制度への移行に関する声が上がっている。

令和7年3月19日

特定業種退職金共済制度における退職金額の水準等の検討について

労働政策審議会勤労者生活分科会

中小企業退職金共済部会

4. 制度のあり方についての検討

特定業種における国の施策の状況や、経営環境・雇用状況の変化等を踏まえ、特定業種退職金共済制度の魅力を持続しつつ、制度を安定的に持続させていくために、以下のとおり、今後の制度のあり方について検討を行うことが適当である。

(1) 建設業においては、建設業法の改正等により、労働者の処遇改善や働き方改革への対応、建設キャリアアップシステム（CCUS）を含めたICTを活用した生産性向上等が進められていること等を踏まえた建退共制度の改善の検討を行うこと。

具体的には、掛金納付における電子申請方式の一層の利用促進を図り、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式のCCUSとの連携強化を進めることに加え、電子申請方式を利用する共済契約者へのインセンティブの付与等の方策を検討するとともに、建設技能者の技能レベル等に応じた処遇改善に資するよう、元請や事業主が掛金を上乗せできる複数掛金制度の導入等の制度のあり方についても検討を進め、退職金額の水準の向上等を図ること。

(2) 林退共制度について、業界の動向や、共済契約者・被共済者及び財政状況の推移等を踏まえ、制度を安定的に持続させていくための今後の制度のあり方について、必要な検討を行うこと。

森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）（抜粋）

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

（4）林業従事者の労働環境の改善

林業従事者の労働環境の改善を図るため、次の取組を行う。その際、これらの取組については、各種施策に要件づけることにより、効果的に進めていく。

ア 処遇等の改善

林業については、従事者の所得が他産業に比べて低位な水準にあり、自然条件下で行う重筋作業も多く、労働負荷が高く厳しいものとなっている。このため、**従事者所得の改善に向け、林業経営体の生産性及び収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等を促進する。**

(以下略)